



市 章

大津市公報

平 成 25 年 5 月 31 日
号 外 (第 40 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

69 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 5 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第69号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

第 1 条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項の表法定期間外のヒブ予防接種の実施に係る接種費用助成金の項の次に次のように加える。

風しん任意予防接種費用助成金	妊娠初期における風しんの罹患による出生児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠の予定がある者等が任意に接種する風しん予防接種又は麻しん風しん混合予防接種に係る費用を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること。
----------------	---

第 2 条 大津市補助金等交付規則の一部を次のように改正する。

別表第 3 項の表風しん任意予防接種費用助成金の項を削る。

附 則

この規則中第 1 条の規定は平成25年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は同年10月 1 日から施行する。